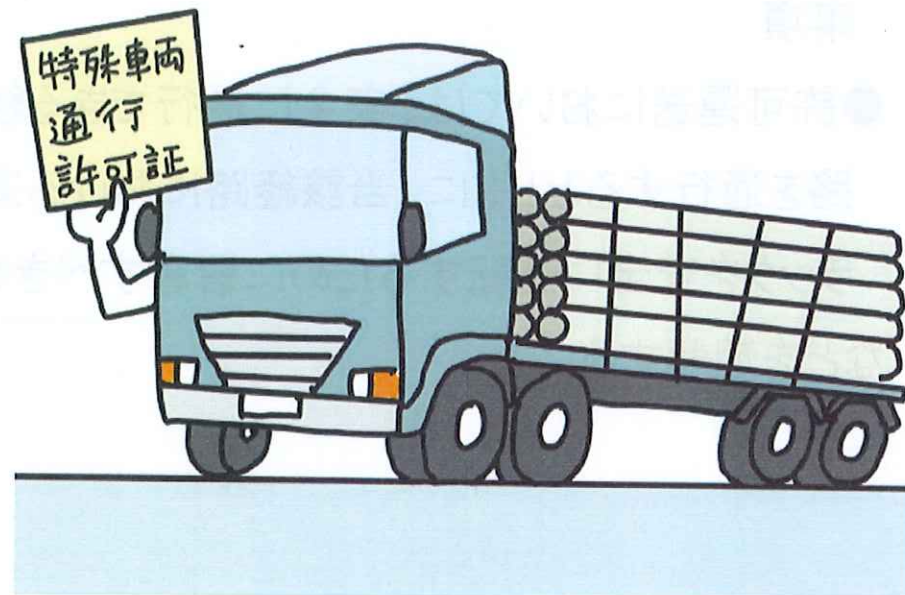


適切な運航の経路及び 当該経路における 道路及び交通の状況



【本章で理解する事項】

第7章 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

本章では、貨物自動車運送事業に係る主な道路や交通の状況をあらかじめ的確に把握し

- 道路や交通の状況を踏まえて、トラックを安全に運転するために留意すべき事項
- 許可運送においては、安全に通行できる経路としてあらかじめ設定された経路を通行するとともに、当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、トラックを安全に運転するために留意すべき事項
などを理解する

1.適切な運行経路の選択と経路情報の把握

①適切な運行経路の選択の必要性

- 安全な運行を行うためには、到着時間、経済運転、気象条件などの運行条件を配慮した上で、適切なルートをあらかじめ検討し、決めておくことが必要
- 適切な運行経路の選択にあたっては、到着時間等を配慮した効率性も必要ですが、夜間の住宅地走行、通学路や人ごみの多い場所の走行などはなるべく避けた、安全性に富んだルートを選択

1.適切な運行経路の選択と経路情報の把握

②運行経路情報の事前把握

- 運転者は、ルート選択とともに、そのルートの道路事情、交通状況、気象状況など、事前に把握できる情報は、運行前に確認する
- 特に、積雪などの気象状況については、事前に気象予報などを確認しておく
- 事故が発生しやすい交差点、ヒヤリハットの多い場所などについても、事前に確認する

1.適切な運行経路の選択と経路情報の把握

③情報を踏まえた安全運行のための留意点 1

- 気象情報から、事前に準備すべき装備などについて検討し、積雪などの情報がある場合には、冬タイヤの装着や滑り止めの準備などをする
- ヒヤリハットや事故の多発する地点などは避けた運行ルートとすることが必要で、こうした地点は事前に位置を確認し、走行時においては、十分な注意と慎重な運転が必要

1.適切な運行経路の選択と経路情報の把握

③情報を踏まえた安全運行のための留意点 2

異常気象時の措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15mm/h	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20mm/h	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30mm/h	通常の粗鋼度では運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30mm/h以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

※輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第7号、国自整第67号)」に基づき行政処分を行う

2. 許可運送における経路選択

①許可運送とは

●特殊な積載物が道路法などの規定法令の制限を超えている場合
 運転者は運送許可を得なくてはならない

【特殊車両通行許可証（様式）】

許可申請書 ()				
特殊車両通行 認定				
通行開始日 平成 年 月 日		住所		
通行終了日 平成 年 月 日		会社名・氏名		
申請区分	申請番号	申請者名	TEL	ID
種別	種別	担当者名	TEL	
積載貨物	品名	積載高さ	積載長さ	積載幅
種類	重量	長さ	幅	高さ
車軸数	総重量	最長軸距	最小積載軸距	積載重量
車軸間隔	kg	cm	cm	kg
車軸間隔	cm	cm	最小回転半径	最大積載
			cm	kg
			cm	kg
通行区分	通行経路			
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数
申請時				
更新				

許可証		認定書	
許可証	の有効期間	自	年 月 日
認定書	の有効期間	自	年 月 日

(A) 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備えなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用してはならない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件に際し、道路管理者等から措置命令を受けた場合は、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更が生じた場合は、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合は、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

(B) 本証申立て又は更新の取消しの罰則

この特殊車両通行許可又は認定について本項があるときは、行政手続法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内、本証又は認定書が取り消すことができる(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日が1年を経過するときは罰則を適用することができない)。また、行政手続法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して、審査請求又は異議申立ての場合においては、それぞれ、これに対する処分又は決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内、本証又は認定書が取り消すことができる(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日が1年を経過するときは罰則を適用することができない)。

2. 許可運送における経路選択

② 許可運送の指定条件

- 許可運送では、許可証を携行すること、指定条件を遵守する必要がある

【指定条件】

- 通行時間
通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行する
- 通行期間
許可された期間内だけ通行する
- 通行経路
許可された経路以外は通行しない
- 通行条件
橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとる

2. 許可運送における経路選択

③許可運送を安全に運行するための留意点 1

●許可運送では、規定法令の制限を超えた積載物を運送することとなるため、運行にあたって運転者には細心の注意が求められる

●学校や病院、人通りの多い場所などは、できるだけ避ける



2. 許可運送における経路選択

③許可運送を安全に運行するための留意点 2

- 特殊車両通行許可証など、許可時に地方整備局長、警察署長等から発行された許可証を必ず携行する
- 指定されている通行時間、通行期間、通行経路を遵守し、誘導車等の配置が義務付けられている場合には、必ず誘導車を手配する

2. 許可運送における経路選択

③許可運送を安全に運行するための留意点 3

- 運行前には、必ず、通行経路の事前情報を入手し、許可された経路の道路状況を確認する(道路管理者又は(公財)日本道路交通情報センターへの情報確認)
- 万一、事故を引き起こした場合には、ただちに応急措置をとり、道路管理者に報告する

2. 許可運送における経路選択

③許可運送を安全に運行するための留意点 4

重さ指定道路

- 「重さ指定道路」とは、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険の防止のうえで支障がないと認めて、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸距に応じて最大25トンとして指定した道路

走行している道路が
重さ指定道路である
ことを示す標識



2. 許可運送における経路選択

③許可運送を安全に運行するための留意点 5

高さ指定道路

- 「高さ指定道路」とは、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険の防止のうえで支障がないと認めて、高さの一般的制限値を4.1mとして指定した道路（高さが3.8mを超えても4.1m以下であれば、一定の条件下で自由に走行できる）

走行している道路が
高さ指定道路である
ことを示す標識



